

篠崎 進士 法律事務所報



2020年 新春号



特殊詐欺（暴力団の資金源活動）
所長弁護士 篠崎 芳明

民事執行法の改正
副所長弁護士 進士 肇

保証意思宣明公正証書の
事務取扱いについて
弁護士 中山 祐樹

東京都暴排条例改正による
みかじめ料支払の処罰化
弁護士 鶴岡 拓真

消費税は
適格請求書保存方式へ
税理士 藤代 節子

事務所旅行記

近況報告

1971（昭和46）年2月、民事紛争が円満に解決した後、相手方の付添人高本功画伯は、同年4月に私（当時29才）が自らの法律事務所を開設すること、私が弁護士を志した初心を承知され、あなたには「初心を忘れず」頑張ってくださいとして、私のために、「天竺ネズミ」を実際に観察して描いたこの絵をプレゼントしてくれました。

ネズミは陰日向なく働き、子孫を多く残す縁起のよい動物だということです。

この絵は、私が篠崎芳明法律事務所（当時の名称）を開設して以来、（何回も移転しましたが）変わらず壁面から私に「初心不可亡」と励まし続けてくれています。

この絵は、日弁連民暴委員会が発行したベストセラー漫画「民暴の鷹」において、主人公弁護士の法律事務所に飾られています。まさに私の宝物です。

本年のねずみ年にちなみ紹介させていただきました。

所長弁護士 篠崎芳明

特殊詐欺(暴力団の資金源活動)

篠崎・進士法律事務所 所長

弁護士 **篠崎 芳明**



暴力団の資金源活動のキーワードは、安全、簡単、大金です。暴力団は、昭和の時代から、民事を口実に「安全」すなわち検挙されずに、「簡単」すなわち労せずして、「大金」を手に入れることに知恵を絞ってきました。

かつての暴力団は、入れ墨を示すなどしてその属性をことさらにひけらかし、暴力や暴力を背景とする脅しによる資金源活動を堂々と行い、容易に大金を手に入れました。警察には「民事問題」と弁解して検挙を免れたのです。

しかし、暴力団に対する社会の認識が、必要悪としてその存在を容認する考え方から、「反社会的勢力」として社会から排除するようになり、警察には「民事問題」との弁解が通用しなくなりました。彼らは、右翼を標榜して政治活動であると弁解したり、同和運動団体を標榜して人権活動であるなどと抗弁する工夫も重ねましたが、これらの偽装行為も、警察が違法性を指摘して、弁解として認めなくなったことから資金源活動がいよいよ困難になりました。この結果、暴力団の威力を示して行う資金源活動に頼ってきた暴力団は、収入が激減し、上納金の支払いにも窮するようになり、カネを稼げなくなったことこそ暴力団が全国的に激減した理由です。それでは、暴力団はこのまま絶滅するのでしょうか。

いいえ、彼らは新たな資金源を開拓して逞しく存続していくと考えます。

現在、暴力団が資金源としている手口は、オレオレ詐欺に代表される「特殊詐欺」です。特殊詐欺は、安全、簡単に大金を獲得でき、暴力団にとって真に魅力がある資金源活動です。

まず、特殊詐欺犯の検挙が困難であることです。2018年では、特殊詐欺の検挙率が約3割にすぎず、7割の犯人が検挙を免れています。特殊詐欺は暴力団が組織的に実行していますが、徹底した秘密主義と分業制を敷いており、背後にいる暴力団の検挙にたどり着

くことが難しく、首謀者（暴力団）の検挙に至る例は極めて少ないのです。

騙しのテクニックも向上しており、様々な手口が明らかになっていますが、被害者が年配者であれば簡単に騙せます。

暴力団は一回の特殊詐欺で莫大な利益を得ることができます。警察庁によれば2019年上期での被害金額は約146億円、一日あたりの被害額は約8000万円とのこと。毎日8000万円の現金収入があれば、暴力団が絶滅するはずがありません。

暴力団は犯罪収益を巧みに隠匿しており、その行方は殆ど不明です。いったんだまし取られた被害金を取り戻すことはほぼ不可能です。民暴弁護士の仲間が平成20年に施行された暴対法31条の2（指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団の暴力団員が威力利用資金獲得行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、原則としてこれによって生じた損害を賠償する責任を負う）を活用して、特殊詐欺が指定暴力団の構成員により実行された案件について、組長の民事責任を求める訴訟を提起して、2019年に水戸地裁と東京地裁で相次いで組長の民事責任（損害賠償責任）を認める判決を得ています。しかしながら、この方法による被害回復を一般化することはまだまだこれから課題です。

最近、特殊詐欺のかけ子が外国で検挙されたとの報道がありました。2019年5月にタイで15人の日本人かけ子、同年9月には中国吉林省で日本人1人のかけ子兼リクルーターが検挙されました。日本国内よりも外国で活動する方が検挙されるリスクが少ないと暴力団が考えた工夫でしょう。特殊詐欺が暴力団の新たな資金源活動として、大規模化、悪質さを進めていることが窺われます。

特殊詐欺対策は、まさに現代日本社会が取り組むべき喫緊の課題です。

民事執行法の改正

篠崎・進士法律事務所 副所長

弁護士 **進士 肇**



1 はじめに

令和元年5月10日に民事執行法の改正法（令和元年法律第2号）が成立し、5月17日に公布されました。この改正法は、(1)民事執行法と、(2)「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（いわゆる「ハーグ条約実本法」）の改正から成りますが、本稿では(1)の概要を説明します。詳細は、法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00247.html）に掲載されています。

2 財産開示手続の実施要件の見直し

金銭債権についての勝訴判決等の債務名義（強制執行申立てに必要な書類）を得た債権者は、強制執行を申し立てるに際して、債務者に帰属する差押対象財産を特定する必要があります。そこで、債権者が債務者の財産を確認できるようにするために、執行裁判所が債務者を呼び出してその財産を陳述させるとする「財産開示制度」が平成15年の民事執行法改正で導入されました。しかし、平成28年の司法統計によれば、実際に債務者財産情報が開示されたのは同手続既済件数に対して4割弱にとどまり、他方で債務者不出頭を含む不開示事件の割合が約4割にも上り、利用数も全国で700件程度と低調です。債務者が財産陳述に協力しなかった場合における罰則が軽微（30万円以下の過料）との批判があったので、改正により6月以下の懲役又は50万円以下の罰金とされました（新213条1項）。

また、従前、悪質な貸金業者が執行証書（執行認諾文言付き公正証書）を悪用して債務者に対する不当な取立てを行っている等の指摘に基づいて、財産開示手続申立てをするのに必要とされる債務名義の範囲が制限されていました。しかし、平成18年の貸金業法改正で、貸金業者が執行証書作成のために債務者から委任状を取得することを全面的に禁止したのを機に、悪用事例が激減し、また近時では、離婚した夫婦間における子の養育費の支払を確保するために執行証書の活用が推奨されている状況などを考慮して、この制限をなくしました（新197条1項）。

3 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

財産開示制度は債務者自身から財産情報を取得する制度ですが、改正法はさらに、第三者から債務者財産情報を取得する制度を創設しました（新204条以下）。これにより債権者は、公的な機関や金融機関等に対して情報提供を命じるよう、裁判所に申し立てできるようになりました。その概要は以下の通りです。

情報の種類	申立てできる者	情報取得の相手方	取得できる情報
不動産に係る情報新（新205条）	債務名義を有する債権者等（ただし、財産開示手続が3年以内に行われていることが必要）	登記所	債務者が所有する不動産の所在地等
給与債権に係る情報（新206条）	扶養義務等に係る請求権や生命身体に係る損害賠償請求権についての債務名義を有する債権者	市町村、日本年金機構、国家公務員共済組合等	債務者の勤務先情報等
預貯金債権等に係る情報（新207条）	債務名義を有する債権者一般	金融機関（振替社債等については振替機関および口座管理機関）	債務者が保有する預貯金および振替社債等に関する情報（取引店や口座残高等）

4 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策

不動産競売手続に関して、旧法には買受け（競落）申出をした者が暴力団員であることを理由として買受けを制限する規定がなく、民間取引に比べて疎漏であるとの批判がありました。平成23年10月までに全都道府県において暴力団排除条例が施行され、民間不動産取引（任意売却等）では、業界団体が暴力団排除のために不動産取引の契約書に盛り込むべき反社排除モデル条項を策定していることはご存じのとおりです。また、警察庁が平成29年に行った調査によれば、全国約1700カ所の暴力団事務所のうち、不動産競売の経歴のある不動産が利用されている件数は約200件に上るという実態が明らかになりました。平成25年12月10日閣議決定による「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「社会を脅かす組織犯罪への対処」として「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する」とされました。

そこで本改正では、民間での任意売却と同様の反社排除を不動産競売にも及ぼすという趣旨で、買受け申出をしようとする者は、自らあるいはスポンサーとなる者が暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない元暴力団員を含む。）でないことを陳述しなければならないとし（新65条の2）、虚偽の陳述をしたときは6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることになりました（新213条1項3号）。

また、執行裁判所は、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを原則として警察に調査囑託しなければならず（新68条の4第1項）、該当性が認められたときは売却不許可決定を下すことになりました（新71条5号）。

保証意思宣明公正証書の 事務取扱いについて

弁護士 中山 祐樹



一般の民法改正により、事業のための貸金等債務などについて個人が保証人となるときは、保証契約締結の前1か月以内に、保証予定者が保証意思を履行する意思を表示する内容の公正証書（保証意思宣明公正証書。以下、単に「公正証書」といいます。）を作成しなければならないことになりました（新465条の6）。

この公正証書の作成に関する取扱いについて、令和元年6月24日付けで法務省民事局長より通達（「民法の一部を改正する法律の施行に伴う公正証書事務の取扱いについて」）が出されていますので、その内容をかいつまんでご紹介します。

公証人は公正証書の作成の要否を判断しないこと

保証予定者が主債務者の役員、過半数株主、共同事業者などである場合には公正証書の作成は不要ですが（新465条の9）、公証人は、保証予定者がこれらの者に当たるかなど公正証書の作成の要否は判断すべきではなく、これを理由として公正証書の作成を拒絶することはできません（通達第4・1）。

したがって、公正証書の作成の要否は、あくまで保証契約の当事者で判断する必要があります。

保証意思は真意に基づく必要があること

公正証書に示されるべき保証意思とは、真に保証のリスク（例えば、保証債務を履行できなければ差押えを受けるおそれがあることなど。通達4・2(2)ウ）を十分に理解した上で保証契約を締結し、保証債務を履行する意思をいいます。公証人は、保証予定者が真にこのような保証意思を有しているかを見極め、保証意思が確認できないときは公正証書の作成を拒絶しなければなりません。もし保証意思がないのに形式上公正証書が作成されても、それは所定の公正証書が作成されたことにはならず、保証契約の効力は生じません（通達第4・2(1)）。

第三者の立会いは原則認められないこと

保証予定者が公証人に保証意思を口授する際には、不当な干渉を避けるため、特に債権者や主債務者などの第三者は立ち会わせないものとされています（通達第4・2(3)）。

公正証書に記載すべき事項

保証予定者が公証人に口授すべき（公正証書に記載すべき）事項は、新465条の6第2項1号において定められています

が、通達は、これらの事項についても具体的な取扱いを定めています（通達第4・3）。

例えば、主債務の元本や極度額は、具体的な額が確定していない場合でも、おおよその額の範囲は決まっており、かつ、諸事情によりその時点で公正証書を作成せざるを得ないときには、その事情を確認した上で、元本・極度額の上限を口授させることも許されます。また、利息・遅延損害金が確定していない場合も、同様に事情を確認した上で上限の料率を口授させること、また一定の計算式をもって料率を変動させることが決まっているのであればその計算式を口授させることができます。

メモの参照は補助的な範囲で許されること

保証予定者が口授をする際、契約書案やメモを参照することは禁止されていませんが、それはあくまでも補助的に用いるべきもので、例えば主債務の額など基本的な事項までメモを見なければ分からない場合、メモを読み上げるのみでその具体的な意味を説明できない場合などは公正証書の作成はできません（通達第4・3(5)）。

執行認諾文言を付することはできないこと

保証意思宣明公正証書に執行認諾文言（債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述）を付することはできません。もっとも、保証意思宣明公正証書と同日に保証契約公正証書を作成し、その保証契約公正証書に執行認諾文言を付することは可能ですが、公証人は、保証予定者が執行認諾文言の意味を真に理解しているかの確認を慎重に行わなければならない、これに疑いが残るときは、日を改めて再度意思確認を行うなどの配慮をするものとされています（通達第4・7）。

まとめ

このように、公正証書の作成に当たっては、保証予定者が保証の内容を十分に理解し、保証債務を履行する意思を有していなければ公正証書の作成ができない、あるいは形式上公正証書が作成されても後にその有効性が否定されることもあります。

したがって、特に公正証書の作成が必要となる債権について保証人を求める際には、これまで以上に、保証予定者に十分な説明と意思確認を行い、その過程を記録しておく必要があるといえます。

東京都暴排条例改正による みかじめ料支払の処罰化

弁護士 鶴岡 拓真



1 東京都暴排条例の改正

令和元年6月19日に東京都暴力団排除条例が改正され、都内29の繁華街（暴力団排除特別強化地域）で風俗営業等を営む業者が、暴力団員にみかじめ料を支払った場合、受け取った者（暴力団関係者）だけでなく、支払った者（店側）にも1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されることとなりました。

2 改正の背景

本改正の背景について、警視庁の公表する資料では、平成23年10月に都の暴排条例が施行され、各分野で事業者等と暴力団との関係遮断が推進されてきたにもかかわらず、都内の主要な繁華街では、事業者が未だに暴力団と交際し、暴力団へ利益供与している事案が後を絶たないという現状があることが指摘されています。

私も、東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会（通称：東弁民暴委員会）の弁護士と共に、東京弁護士会の腕章をつけて新宿歌舞伎町をパトロールしたことがあり、この指摘には共感できることがあります。例を挙げれば、これ見よがしに黒い高級車が商店街に乗り入れ、クラクションを鳴らして歩行者を威嚇し、本来乗り入れできないはずの場所に長時間違法駐車している様子（周囲の者は誰もこれを咎めることができずそのままになっている。）や、商店街や歩道にたむろする違法な客引きたちが、普段は横柄な態度をしているにもかかわらず、差入れと思われる缶コーヒー等を配り歩く男にあからさまな低姿勢で次々に挨拶している様子などを何度か目にしたことがあります。これらの者は暴力団関係者であると思われるのですが、注意をしたりすると標的になってしまうため、周囲の人たちは仕方のないことと受け入れてしまっており、このような状況が続いているのではないかと思います。

3 改正の効果

今日では、積極的に用心棒をしてほしいと望んでと

いうよりも、付き合い等によりやむを得ず、もしくは事を荒立てると面倒くさいと考えて、みかじめ料を支払う者が多いと思われます。

そのような場合に、「払ったら逮捕されてしまう」という拒絶理由を与えることが本条例改正の目的です。その証に、支払った者（店側）が自首した場合には刑を免除・減軽できることになっており、支払った者を必ず処罰するとはなっていません。断り切れずに支払ってしまった場合には、共犯者ではなく、自首することによって無理やり払わされた被害者となることで、処罰を免れ、反社会的勢力との関係を断絶する道を残しているのです。

改正条例は令和元年10月1日から施行されましたが、早速、「10月28日までに、改正東京都暴排条例を理由にみかじめ料の支払いを拒んだ風俗店経営者に対し、「警察に言わなければいいだけ」などと言って現金を脅し取ったとして恐喝の被疑事実で指定暴力団住吉会系幹部を逮捕した」との報道がありました。このように、暴力団幹部の逮捕にまで繋がる成果を発揮しています。

刑事処罰のためには、これまでは恐喝として、被害者が畏怖してお金を渡していたか否かがポイントとなっていたところ、被害者が畏怖してお金を渡していたと立証することがなかなか難しいことでした。しかし、条例改正で罰則を設けたことにより、受け取った者は、例え店側が任意で支払ったとしても罰則を科すことができるようになりました。また、畏怖についても、店側も断る根拠として自分が処罰されてしまうことを挙げられるようになったので、それでもなおお金を支払わせたとして、畏怖を立証しやすくなると考えられます。

このような点で改正東京都暴排条例は大きな意義を持ちます。

そして私たち民暴弁護士としては、支払いたくないにもかかわらずみかじめ料を支払わされていた人たちの代理人となって組長訴訟を提起し、少しでも暴力団から払ったお金を取り戻すことができればと考えています。

消費税は 適格請求書保存方式へ

税理士 藤代 節子



2019年10月から消費税の標準税率が10%になると同時に、食品等には軽減税率が適用され複数税率制度となりました。これに伴い標準税率と軽減税率とどちらが適用されているのかを明らかにするため、2023年10月から「適格請求書保存（インボイス）方式」が導入されることが決まっています。軽減税率導入よりも実はこちらの方が大きな改正と言えます。

消費税の納税額は、お客様から預かった売上に係る消費税から、自分が支払った消費税を差引いて計算します。支払った消費税を控除（仕入税額控除）する場合は、適格請求書という証拠書類がないとできなくなります。売主は、交付を求められた時は適格請求書の交付義務を課されます。

適格請求書を発行するためには、税務署長に申請して登録事業者にならないといけません。ポイントは、①課税事業者であること、つまり免税事業者はダメ。②登録手続きが必要、の2点です。

適格請求書とは、次の事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいいます。

- ① 適格請求書発行業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象となる場合はその旨）
- ④ 税率ごとに合計した税抜又は税込み対価の額及び税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける者の氏名又は名称

少なくとも登録番号を記載する欄を設けなくてはならないので、使っている請求書の様式を変更する準備が必要です。

本来は軽減税率が導入された2019年10月から始まるべきところ、準備期間を要するため段階的に変わります。現在は「区分記載請求書等保存方式」です。

請求書等保存方式 (令和元年9月末まで)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月～)																																																																											
<p>請求書 XX年11月30日</p> <p>11月分 131,200円(税込)</p> <table border="1"> <tr><th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>11/1</td><td>小麦粉 ※</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>11/1</td><td>牛肉 ※</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>11/2</td><td>キャパンバー</td><td>2,160円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>129,600円</td></tr> </table> <p>△△商事様</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/1	牛肉 ※	10,800円	11/2	キャパンバー	2,160円	合計		129,600円	<p>請求書 XX年11月30日</p> <p>11月分 131,200円(税込)</p> <table border="1"> <tr><th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>11/1</td><td>小麦粉 ※</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>11/1</td><td>牛肉 ※</td><td>10,800円</td></tr> <tr><td>11/2</td><td>キャパンバー</td><td>2,160円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>131,200円</td></tr> <tr><td>10%対象</td><td></td><td>88,000円</td></tr> <tr><td>8%対象</td><td></td><td>43,200円</td></tr> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事様</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,400円	11/1	牛肉 ※	10,800円	11/2	キャパンバー	2,160円	合計		131,200円	10%対象		88,000円	8%対象		43,200円	<p>請求書 XX年11月30日</p> <p>11月分 131,200円(税込)</p> <table border="1"> <tr><th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>11/1</td><td>小麦粉 ※</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>11/1</td><td>牛肉 ※</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>11/2</td><td>キャパンバー</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td></td><td>11,200円</td></tr> <tr><td>10%対象</td><td></td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td></td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>8%対象</td><td></td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>消費税</td><td></td><td>3,200円</td></tr> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事様 登録番号 T1234567890123</p>	日付	品名	金額	11/1	小麦粉 ※	5,000円	11/1	牛肉 ※	10,000円	11/2	キャパンバー	2,000円	合計		120,000円	消費税		11,200円	10%対象		80,000円	消費税		8,000円	8%対象		40,000円	消費税		3,200円
日付	品名	金額																																																																											
11/1	小麦粉 ※	5,400円																																																																											
11/1	牛肉 ※	10,800円																																																																											
11/2	キャパンバー	2,160円																																																																											
...																																																																											
合計		129,600円																																																																											
日付	品名	金額																																																																											
11/1	小麦粉 ※	5,400円																																																																											
11/1	牛肉 ※	10,800円																																																																											
11/2	キャパンバー	2,160円																																																																											
...																																																																											
合計		131,200円																																																																											
10%対象		88,000円																																																																											
8%対象		43,200円																																																																											
日付	品名	金額																																																																											
11/1	小麦粉 ※	5,000円																																																																											
11/1	牛肉 ※	10,000円																																																																											
11/2	キャパンバー	2,000円																																																																											
...																																																																											
合計		120,000円																																																																											
消費税		11,200円																																																																											
10%対象		80,000円																																																																											
消費税		8,000円																																																																											
8%対象		40,000円																																																																											
消費税		3,200円																																																																											

登録手続は、申請書を税務署長に提出して審査が行われ、その後登録と公表、登録簿へ登載、国税庁のサイトで公表されて納税者には登録番号が通知されます。導入の2年前である2021年10月1日から申請受付が開始され、2023年10月1日に登録事業者となっているためには、同年3月31までに申請書を提出しないと間に合いません。

消費税は全ての事業者が納めている訳ではなく、基準期間の課税売上高が1千万円以下の小規模事業者は免除されています。

適格請求書保存方式の導入は、消費税の問題点の一つである益税の解消に繋がります。現在は仕入税額控除をする際に「誰から買ったのか」は問われません。こちらで控除した消費税が購入先で納税されていないかもしれませんが、免税事業者かどうかを知る手段がないため全額控除することができます。導入後、免税事業者は適格請求書を交付することができないので、こちらでは仕入税額控除ができなくなります。

そうすると免税事業者にとっては、実質減収となる可能性があること、適格請求書を発行できないことで取引を断られること等が懸念されています。しかし、免税事業者も課税事業者となることを選択する手続をすれば、消費税を納めることになるので登録手続が可能となります。

なお、3万円未満の公共交通機関の運賃や自動販売機での購入された商品については、適格請求書の保存は免除されています。



事務所旅行記

11月2日から1泊2日で、爽やかな秋晴れの中、箱根に行って参りました。

新宿から小田急ロマンスカーに乗り約1時間で小田原駅に到着、そこから観光バスで富士屋ホテル別館・菊華荘へ。明治28年、皇室の宮ノ下御用邸として建てられた数奇屋風書院造りの純日本建築の建物内で、箱根の伝統工芸「寄木細工」に見立てた寄木膳を堪能しました。

昼食後は、ポーラ美術館を見学、誰もが知る名画の美しさに感動し、その後、箱根ガラスの森美術館に移動して、きらめくヴェネチアン・グラス作品にうっとりしました。

夕食は、箱根湯本「ホテルはつはな」で会席料理に舌鼓を打ちながら、宴会ゲームで大盛り上がり、日頃の疲れが一気に吹き飛びました。

翌日は、箱根園にある水陸両用バス「NINJA BUS（ニンジャバス）」に乗車しました。芦ノ湖周辺の観光スポットを走ったのちに、勢いよく水しぶきを上げて芦ノ湖に入った瞬間は爽快です。また、くノ一（女忍者）の衣装をまとった女

性ガイドさんによる解説にも一同大喜びでした。

ニンジャバスに乗った後は、江戸時代交通史の重要な史跡である箱根関所へ行き、観光ガイドさんの解説を聞きながら見学、江戸時代の交通史をさまざまな視点から学びました。その後、箱根駅伝ミュージアムへ行き、ここでも観光ガイドさんの解説を聞きながら見学、戦前から続く箱根駅伝の歴史を学ぶことができ、正月の箱根駅伝が待ち遠しくなりました。

旅の最後となる昼食は、強羅のイトウダイニングバイノブでステーキを味わい、今回の事務所旅行はお開きとなりました。

今回の事務所旅行は晴天に恵まれ、充実したとても楽しい事務所旅行でした。事務所一同、日頃の疲れを吹き飛ばし、ますます仕事に邁進していくものと確信しておりますので、篠崎・進士法律事務所を今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務所旅行幹事



弁護士 篠崎 芳明

昨年10月に講演（第28回暴力追放・銃器根絶島根県民大会）のために島根県松江市を訪ねました。その際、島根県警の警察官から講演の数日前に老人が2000万円を詐取された特殊詐欺事件が発生したとの話を聞き、特殊詐欺事件の全国的広がりと深刻な被害をあらためて承知しました。特殊詐欺は暴力団犯罪であり、被害の回復はほとんど期待できません。特殊詐欺被害の拡大を承知して、あらためてこの日本に暴力団の存在を許容する意味があるのかと考えるこの頃です。欧米では、マフィアは非合法団体であり結成自体犯罪です。私は、本年も暴力団被害の予防と損害の回復に向けて更なる努力を傾注します。



弁護士 進士 肇

昨年12月8日に第5回さいたま国際マラソンに出場し、目標の4時間25分を何とかクリアしました。本年3月1日には令和初の東京マラソンを走ります。昨年は4時間6分22秒だったので、4時間5分を切ることを目指し、サブフォーへの足掛かりとしたいところです。



弁護士 小川 幸三

平成4年に弁護士登録した直後に中野坂上のコンビニで見つけて以来、20数年にわたり購読してきた実話ドキュメントが一昨年に、実話時代も昨年に休刊となってしまい、1つの時代の終わりを感しました。現在はアサヒ芸能、週刊実話、週刊大衆で情報収集しています。

近況報告



弁護士 寺嶋 毅一郎

早いもので、今年で弁護士登録24年目を迎えます（計算、合ってるかな）。昔読んでいたマンガに、折に触れ「●●（職業名）生活25年～」と口にするキャラが登場していましたが、自分もその域に、と思うと感慨深いものがあります。



弁護士 杉山 一郎

軽減税率の適用を受けながらイトインをするイトイン脱税が報じられています。酒類や外食についても軽減税率を適用した方が抜け道がなくなる上、複雑な軽減税率制度を少しでも簡明にできると思うのですが、簡明さを強調すると逆に軽減税率制度が廃止される方向になるので悩ましいですね。



弁護士 中山 祐樹

昨年は何年かぶりに減量に取り組みました。きっかけは健康診断で血圧がやや高めだったことです。何とかしなければという危機感の下、野菜をたくさん食べる、麺類を減らす、なるべく歩くといった取り組みをした結果、体重の減り幅は今までで一番で、血圧も落ち着いてきました。今年はリバウンドしないように心がけます。



弁護士 石黒 一利

ゴルフを始めた頃とにかくドライバーをぶんぶん振って飛ばすことだけを考えておりましたが、最近は曲がるのが怖くて、「曲がらない」という触れ込みの新しいドライバーが発売されると、ついついドライバーを買い換えてしまいます。対して、パターは気付けば10年以上も同じものを使い続けています。ドライバーについても、マイパターのように長く使い続けることができるお気に入り早く巡り合いたいです。



弁護士 鶴岡 拓真

砂湯なるものを体験してきました。砂湯は、海岸の砂のようにきめの細かい砂が敷き詰められているところを掘ってその中に入り、上から砂を被せて砂の中に埋まるというものです。周囲の砂からじんわりと熱が伝わってきて体が暖まるので、とても心地よかったです。私が体験したところはセルフサービスだったので、自分で砂を掘りました。思っていた以上に砂が重く、準備が整った段階ではじんわりと汗ばむような状況でしたが、これもいい思い出になりました。



弁護士 金山 真琴

最近徐々に身体が衰えて行くことを感じるので、昔を思い出してジムでハード目の筋トレを始めました。といっても週に一度しか行っていませんが、やはり身体を動かすと気分も爽快になります（筋トレ後のサウナも最高です）。それなりに筋力が戻ってきたのでゴルフにも良い影響が出るかと思いましたが、今まで以上に力任せに手打ちしているようです。中々ままなりません。



弁護士 清水 恵介(客員)

日本法学85巻2号（130周年記念号）に「民法102条論—法定代理人としての制限行為能力者をめぐる思索として」、賠償科学47号に「認知症高齢者への家族の監督責任と賠償義務」と題する各論文を執筆し、ミネルヴァ書房発刊の「入門障害者政策」で、「権利擁護」の章を執筆しました。



税理士 藤代 節子

いつかやってみたいことの1つに「甲子園で高校野球を観る」がありました。昨年大会期間中に大阪へ行く用事があり、高校野球がやっている時に大阪にいることに気付いただけでドキドキしていました。アルプススタンドから観る景色と今甲子園にいる感動は忘れられない思い出になりました。もう1つやってみたいのは、京都で満開の桜を観る、です。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。

